

令和2年度音更町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度音更町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数		1,100	件
(2) 年間総給水量		524,000	m ³
(3) 一日平均給水量		1,436	m ³
(4) 主要な建設事業	建設事業	55,700	千円
	施設更新事業	108,413	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益		371,854	千円
第1項 営業収益		77,405	千円
第2項 営業外収益		294,449	千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用		397,979	千円
第1項 営業費用		353,554	千円
第2項 営業外費用		44,375	千円
第3項 予備費		50	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 87,856千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,706千円及び当年度分損益勘定留保資金 73,150千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	248,737	千円
第1項 企業債	123,300	千円
第2項 一般会計出資金	97,637	千円
第3項 工事補償金	27,800	千円

支出

第1款 資本的支出	336,593	千円
第1項 建設改良費	174,646	千円
第2項 固定資産取得費	176	千円
第3項 企業債償還金	161,721	千円
第4項 予備費	50	千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ300千円及び225千円とする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	123,300千円	証書借入	4%以内 [ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率]	借入日の翌日から据置期間を含めて40年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,849 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は38,310千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、194千円と定める。